

記載事項変更届出書に関して

平成29年9月25日

他士業者として、新たに登録・開業した(新規登録申請書に記載した類似資格に変更が生じた)場合、お届出ください。

提出書類:記載事項変更届出書

添付資料:身分証及び、事務所所在地・登録年月日が分かるもの

手数料:不要

例	身分証	事務所所在地・登録年月日が分かるもの(いずれかひとつ)
司法書士	司法書士会員証	大阪司法書士会ホームページ会員情報
		登録証
宅地建物取引士	宅地建物取引主任者証	宅地建物取引業者免許証
土地家屋調査士	土地家屋調査士会員証	日本土地家屋調査士会連合会ホームページ調査士検索結果
		土地家屋調査士登録証
社会保険労務士	大阪府社会保険労務士会会員証	会員名簿
	社会保険労務士証票	会員証明書
		変更登録申請書副本

* 必要があれば、上記以外の関係書類を提出いただく場合があります。